

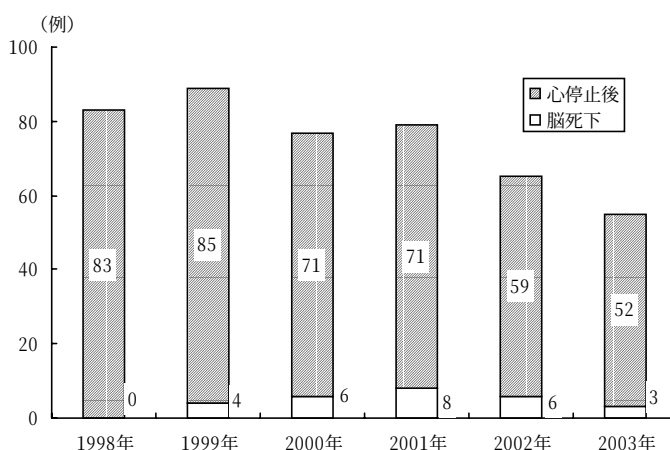
脳死移植の課題

小谷 みどり

<伸び悩む脳死下での臓器提供>

1997年10月に『臓器移植法』が施行され、6年以上が経過した。施行から今年10月までの丸6年間で実施された脳死移植は26例。今年に入ってから3例あったのみで、脳死移植は2001年の8例をピークに減少している（図表1）。また、臓器を提供するドナーと臓器を提供してもらいたいレシピエントの橋渡しをする組織に（社）日本臓器移植ネットワークがあるが、心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸の移植を希望して同ネットワークに登録している人は、今年10月末現在で1万人以上にのぼる（図表2）。

図表1 臓器移植に関する提供件数



注1：2003年は10月末時点での数字

注2：2000年の脳死下提供は6件あったが、うち1件は移植に至らず

資料：日本臓器移植ネットワークのデータより作成

図表2 待機患者登録人数 (2003年10月末現在)

	(単位；人)							
	心臓	心肺同時	肺	肝臓	腎臓	膵腎同時	膵臓	小腸
現登録者数	75	3	76	66	12,489	91	6	0

資料：図表1に同じ

待機登録者がもっとも多い臓器は心臓停止後でも提供可能な腎臓で、現在1万2,000人以上が登録している。しかし、腎臓の移植は今年に入ってからはずか91件にとどまっており、圧倒的にドナーが不足していることが分かる。腎不全の治療には、第三者からの献腎移植や親族から提供してもらう生体腎移植のほか人工透析という選択肢もあるため、ほとんどの人は実現可能性の低い移植を待つよりは、計

画が立てやすい人工透析を続けるという選択をしているのが現状だ。

一方、脳死移植が伸び悩んでいる現状は、脳死下でしか提供されず、生体移植の選択肢もない心臓疾患の患者にとってはもっと厳しく、日本でドナーの出現を待ちきれず、外国での移植を希望する人が後を絶たない。

例えばアメリカでは、今年1月から8月末までで心臓提供は1,456件（The Organ Procurement and Transplantation Network の統計による）。提供件数が多い分、待機している人も、全米で3,573人（10月31日現在）と、日本の待機者数と比べ物にならないほど多い。そのため、渡米しても移植待機中に亡くなるケースが多い。それでも、日本でほとんどゼロに等しい可能性にかけるよりは良いというわけだ。では日本では、なぜ臓器移植がなかなか進まないのだろうか。

<脳死移植の障壁>

そもそも脳死とは、具体的には①深い昏睡状態にある、②自発呼吸がない、③瞳孔が固定し、瞳孔径が左右ともに4ミリ以上ある、④脳幹反射がない、⑤脳波が平坦である、⑥以上のすべてが確認されて6時間以上が経過しても変化がないこと、という六つの条件を満たした状態をいう。脳死状態になれば、脳の機能が永久的に失われ、植物状態とは違って、心臓が数週間以上も動きつづけることはない。

97年に成立した臓器移植法では、「臓器移植を行う場合に限って」、脳死を人の死と認めることになった。本人が脳死段階での臓器提供の意思を書面で示しており、家族が反対していない場合にのみ、脳死判定されれば、死亡とみなされる。

ところが、客観的にみるとドナー本人は提供の意思表示をしていたつもりでも、そうとは見なされず、脳死移植に至らないケースが少なくない。本人の意思は「意思表示カード」や運転免許証や健康保険証などに貼るシールで示すことになっているが、その記入の不備が原因だ。提供してもよいと思う臓器に○がついているのに、「私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します」という項目の番号に○がついていないとか、署名年月日や本人の署名がないといった不備があれば、臓器提供は行われないことになっている。

記入方法がわかりにくいだけでなく、意思表示カードの普及自体にも課題がある。内閣府が昨年7月に行った『臓器移植に関する世論調査』では、意思表示カードの入手方法を「知っていた」と回答した人は36.2%。カードを持っている人は9.0%にすぎなかった。

またドナー本人の意思が必要なのも、先進諸国では日本だけだ。諸外国では、本人が生前に拒否していなければ、家族の同意だけで臓器提供が可能な国がほとんどで、フランスやベルギー、スペインなど、本人が‘NO’という意思を示していなければ、家族の承諾がなくても可能な国もある。

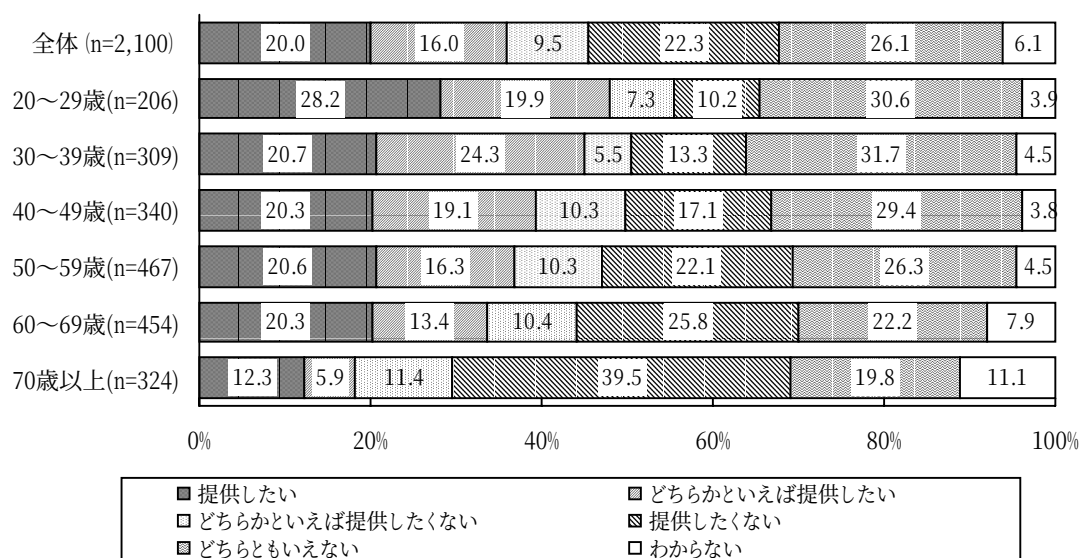
さらには、ドナーや家族の提供意思は確認できても、法的脳死判定ができる施設が我が国では限られており、脳死判定できない施設に患者が入院している場合には、臓器提供に至らないという事情もある。

<少ない臓器提供希望者>

しかし、臓器提供希望者が少ないわけではない。前出の内閣府の世論調査では、自分が脳死と判定さ

れた場合、心臓や肝臓などの臓器提供をしたいと思うかという設問に対し、36.0%が提供に肯定的（「提供したい」20.0%＋「どちらかといえば提供したい」16.0%）で、提供したくない人の割合を上回った（図表3）。若い世代ほど提供の意思を持つ人が多いうえ、過去3回の調査で、提供したい人の割合は毎回増加しており、提供に肯定的な人は今後も増加していくと考えられる。こうした意思を確実に実現するためにも、意思表示カードの普及と記入方法の徹底は火急の課題といえる。

図表3 脳死判定後の臓器提供（心臓や肝臓など）に対する本人意思



資料：内閣府『臓器移植に関する世論調査』2002年7月調査

<未だ改正されない現行法>

臓器移植法では「施行後3年を目途に検討が加えられる」とされているが、6年が経過した現在でも未だに改正されていない。現行法では15歳未満の子どもからの臓器移植は認められておらず、改正案の素案には「本人が生前、臓器提供を拒否する意思を示していない限り、年齢を問わず遺族の同意のみで提供できる」という項目が盛り込まれ、議論されている。しかしそれには、意思表示をどう広く国民に徹底させるのか、子どもの意思をどう確認するのかといった課題がある。

この一年、脳死移植がほとんど実施されず、メディアで取り上げられる頻度が少なくなったため、世論の関心が薄れていることも、法案改正の議論に大きな壁となっている。超党派の国会議員でつくる生命倫理研究議員連盟が今年7月、全国国会議員を対象に臓器移植について意識調査をしたところ、回答があったのはわずか19%。内閣府の世論調査でも、生命倫理研究議員連盟の調査でも、15歳未満の子どもからの臓器提供ができるようにするべきだという意見が半数を超えているものの、臓器移植への関心そのものが低いなか、議論の盛り上がりには欠けているのが現状だ。